

議案第 77 号

石垣市使用料条例の一部を改正する条例

石垣市使用料条例（昭和 47 年石垣市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とする。

第 5 条中「前 3 条」を「前 4 条」に改め、同条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（市職員等の駐車のための使用料）

第 4 条 第 2 条の規定にかかわらず、市職員等が通勤のために利用する自家用車等を規則で定める土地に駐車する場合の使用料の月額は、5,000 円以内で別に規則で定める。別表第 1 の 2 の表中「108」を「110」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 12 月 4 日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

本庁舎以外の市が管理する土地へ駐車する市職員等の駐車場使用料を徴収する必要があること。また、土地使用料の算定方法が旧消費税率であることから、条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市使用料条例(昭和47年石垣市条例第45号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(加算金)</p> <p>第3条 使用者が負担すべき必要経費は、電気料とし、前条の規定により算出した建物使用料の額に加算して徴収することができる。</p> <p>(公の施設の使用料)</p> <p>第4条 略</p> <p>(減免)</p> <p>第5条 市長は、<u>前3条</u>の規定にかかわらず、国、地方公共団体又は職員団体（主として職員を構成員とする労働組合を含む。）が直接その用に供するときその他特に必要があると認めるときは、使用料の額を減額し、又は使用料の徴収を免除することができる。</p> <p>(使用料の徴収時期等)</p> <p>第6条 略</p> <p>(過料)</p> <p>第7条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 略</p> <p>別表第1</p> <p>2土地使用料</p>	<p>(加算金)</p> <p>第3条 使用者が負担すべき必要経費は、電気料とし、前条の規定により算出した建物使用料の額に加算して徴収することができる。</p> <p>(市職員等の駐車のための使用料)</p> <p>第4条 <u>第2条の規定にかかわらず、市職員等が通勤のために利用する自家用車等を規則で定める土地に駐車する場合の使用料の月額は、5,000円以内で別に規則で定める。</u></p> <p>(公の施設の使用料)</p> <p>第5条 略</p> <p>(減免)</p> <p>第6条 市長は、<u>前4条</u>の規定にかかわらず、国、地方公共団体又は職員団体（主として職員を構成員とする労働組合を含む。）が直接その用に供するときその他特に必要があると認めるときは、使用料の額を減額し、又は使用料の徴収を免除することができる。</p> <p>(使用料の徴収時期等)</p> <p>第7条 略</p> <p>(過料)</p> <p>第8条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 略</p> <p>別表第1</p> <p>2土地使用料</p>

名称	使用料の算定方法
土地	(1) 略 (2) 使用期間が1月未満の場合 土地の使用面積に対応する時価×3/100×使用許可日数/365× <u>108</u> /100

備考 略

名称	使用料の算定方法
土地	(1) 略 (2) 使用期間が1月未満の場合 土地の使用面積に対応する時価×3/100×使用許可日数/365× <u>110</u> /100

備考 略